

令和元年度 地域包括支援センターの事業計画

I 地域包括支援センターの設置状況

1 直営

愛西市地域包括支援センター	
所在地	愛西市稲葉町米野 308 番地（愛西市役所 高齢福祉課内）
担当地区	佐屋地区のうち、佐屋小学校区及び佐屋西小学校区

愛西市地域包括支援センターサブセンター	
所在地	愛西市諏訪町池埋 500 番地 1（佐織庁舎内）
担当地区	佐織地区

2 委託

愛西市社協地域包括支援センター	
所在地	愛西市江西町宮西 38 番地（八開総合福祉センター内）
担当地区	立田地区及び八開地区

佐屋苑地域包括支援センター	
所在地	愛西市大井町浦田面 268 番地 2（愛厚ホーム佐屋苑内）
担当地区	佐屋地区のうち、市江小学校区及び永和小学校区

II 愛西市地域包括支援センター事業計画

○ 愛西市地域包括支援センター／サブセンター（市直営）

開所時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
休業日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土曜日及び日曜日 ・ 国民の祝日に関する法律に規定する休日 ・ 12 月 29 日から 31 日まで及び翌年 1 月 2 日から 3 日まで
担当地区	地域包括支援センター：佐屋地区のうち、佐屋小学校区及び佐屋西小学校区 // サブセンター：佐織地区

1 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）

（1）介護予防ケアマネジメント事業（第1号介護予防支援事業）

対象者	内 容
要支援と認定された者及び事業対象と判定された者	アセスメント、ケアプラン作成、サービス担当者会議の開催、サービス提供評価、給付管理事務（一部は居宅介護支援事業所に委託）を実施する。

（2）総合相談支援業務

対象者	内 容
高齢者	高齢者や家族からの相談を受け、地域における保健、医療、福祉サービスの利用につなげる等の支援を実施する。

（3）権利擁護業務

事業区分	対象者	内 容
高齢者虐待対応	高齢者及びその介護者	高齢者虐待の通報窓口として、虐待の予防・早期発見に努める。介護サービスの利用や、緊急時には老人福祉施設等への入所等関係機関と連携して実施する。
成年後見制度の活用促進	判断能力の低下した高齢者等	成年後見制度について説明するとともに、親族からの申立てが行われるよう支援する。申立てを行うことができる親族がない等の場合は、市町村申立てにつなげる。

（4）包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

対象者	内 容
介護支援専門員	市内地域包括支援センターと連携して、介護支援専門員研修会を開催する。 支援困難事例についての指導助言を行う。
市内居宅介護支援事業所・介護サービス事業所職員	市内地域包括支援センターと連携して、研修会及び情報交換等を行う。

2 包括的支援事業（社会保障充実分）

（1）在宅医療・介護連携推進事業

内 容	
	自宅等の住み慣れた場所で療養し、自分らしい生活が続けられるよう、在宅医療・介護サービス等の情報共有等の連携を図る体制整備に向けた取組を行う。

（2）生活支援体制整備事業

内 容	
	生活支援コーディネーターの配置及び協議体を設置し、生活支援・介護予防サービス提供体制の整備に向けた取組を行う。

（3）認知症総合支援事業

内 容	
	認知症初期集中支援チームを設置（七宝病院へ委託）し、認知症またはその疑いのある高齢者への早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築する。 認知症地域支援推進員を配置し、医療機関や介護サービス、地域の支援機関との連携を図るための支援及び認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う。

(4) 地域ケア会議推進事業

内 容	<p>個別ケースを検討する地域ケア会議（地域ケア個別会議）及び介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員その他の関係者、関係機関及び関係団体により構成される地域ケア推進会議を開催し、個別ケースの検討により共有された地域課題を地域づくりや政策形成に着手に結びつけ、地域包括ケアシステムの構築に向けた施策を推進する取組を行う。</p> <p>個別会議は適宜開催。地域ケア推進会議は年 2 回開催。</p>
-----	--

3 一般介護予防事業

(1) 介護予防把握事業

対象者	65歳以上の者（要介護者、要支援者、事業対象者を除く）
内 容	<p>基本チェックリストを実施し、日常生活で必要となる機能（生活機能）の確認を行う。</p> <p>75歳となる市民に基本チェックリストを配布する他、関係機関からの情報提供等により実施する。</p> <p>基本チェックリストにより、要介護状態等となるおそれの高い状態にあると認められる者を介護予防・生活支援サービス事業の対象者（事業対象者）として判定する。</p>

(2) 介護予防普及啓発事業

事業名	内 容	実施期間
愛西おでかけ サロン	佐屋老人憩いの家、佐屋老人福祉センター、立田北部地区防災コミュニティセンター、立田南部地区防災コミュニティセンター、八開総合福祉センター、JAあいち海部佐織支店の会場において、体操やゲーム、交流会等を行い、認知症・うつ・閉じこもりの予防のため委託して実施する。	各会場 月2回 通年
脳若 トレーニング	JAあいち海部永和支店、佐織支店及び立田支店の会場において、体操やタブレット端末を利用したゲーム等を行い、認知症予防・認知機能の維持向上のため委託して実施する。	各会場 月2回 通年
出前講座 その他	老人クラブ等、高齢者が集まる場所において、介護予防・日常生活支援総合事業についての講習を行い、自ら介護予防に取り組む意欲を啓発する。	随時

(3) 地域介護予防活動支援事業

内 容	住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う。
-----	-----------------------

(4) 地域リハビリテーション活動支援事業

内 容	地域における介護予防の取組を機能強化するため、理学療法士等が高齢者の有する能力を評価し改善の可能性を助言するなど、地域包括支援センターと連携しながら通所系・訪問系サービス、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民主体の通いの場等の介護予防の取組を総合的に支援する。
-----	---

4 任意事業

事業名	内 容
認知症高齢者見守り事業	認知症に関する広報・啓発活動、徘徊探知機の貸し出しを行う。
家族介護者のつどい	在宅で介護を行っている方、またはその家族に、介護の悩みや困ったことなどをお互いに話し合える機会を提供する。
成年後見制度利用支援事業	低所得の高齢者に成年後見制度の申し立てに要する経費や成年後見人等の報酬の助成等を行う。

Ⅲ 愛西市社協地域包括支援センター事業計画及び佐屋苑地域包括支援センター事業計画

○ 愛西市社協地域包括支援センター（設置者：愛西市社会福祉協議会）

開所時間	午前8時30分から午後5時15分まで
休業日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土曜日及び日曜日 ・ 国民の祝日に関する法律に規定する休日 ・ 12月29日から31日まで及び翌年1月2日から3日まで
担当地区	立田地区及び八開地区

○ 佐屋苑地域包括支援センター（設置者：愛知県厚生事業団）

開所時間	午前8時30分から午後5時15分まで
休業日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土曜日及び日曜日 ・ 国民の祝日に関する法律に規定する休日 ・ 12月29日から31日まで及び翌年1月2日から3日まで
担当地区	佐屋地区のうち、市江小学校区及び永和小学校区

1 介護予防ケアマネジメント事業（第1号介護予防支援事業）

対象者	内 容
要支援及び事業対象と判定された者	アセスメント、ケアプラン作成、サービス担当者会議の開催、サービス提供評価、給付管理事務（一部は居宅介護支援事業所に委託）を実施する。

2 総合相談支援業務

対象者	内 容
高齢者	高齢者や家族からの相談を受け、地域における保健、医療、福祉サービスの利用につなげる等の支援を実施する。

3 権利擁護業務

事業区分	対象者	内 容
高齢者虐待対応	高齢者及びその介護者	高齢者虐待の通報窓口として、虐待の予防・早期発見に努める。介護サービスの利用や、緊急時には老人福祉施設等への入所など、他の機関と連携して実施する。
成年後見制度の活用促進	判断能力の低下した高齢者等	成年後見制度について説明するとともに、親族からの申し立てが行われるよう支援する。 申し立てを行うことができる親族がない等の場合は、市町村申し立てにつなげる。

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

対象者	内 容
介護支援専門員	愛西市地域包括支援センターと連携して、介護支援専門員研修を開催する。 支援困難事例についての指導助言をする。
市内居宅介護支援事業所 介護サービス事業所職員	愛西市地域包括支援センターと連携して、研修会及び情報交換等を行う。

5 その他

業務名	内 容
市やその他関係機関が 主催する会議へ参加	地域包括支援センター運営協議会等の開催時に会議へ参加する。
市内地域包括支援センター との連絡調整	センター間の連携・協働等の体制を密にする。
認知症総合支援事業	認知症の人やその家族に対し、市と連携して支援する。
一般介護予防事業	介護予防把握事業及び介護予防普及啓発事業について、市と連携して実施する。
地域ケア会議	個別ケースの検討を行う。

IV 各地域包括支援センターの平成31年度 課題及び目標について

包括名	課題及び目標
市包括	佐屋及び佐織地区は、立田及び八開地区と比べ、高齢者で構成される世帯が約4割あり、高齢者世帯は増加している。今後、様々な支援が必要な世帯が増えると予測されるため、相談の早期対応・早期支援を行う。 市直営の包括支援センターとして、センター間の総合調整や困難事例に対する技術支援を行う。
社協	立田・八開地区は移動手段に困っている住民が多く、「役所は遠い」という声を聞く。移動手段に困る住民へ介護・福祉の情報を発信して、介護の状態の早期からの支援に取り組む。 また、権利擁護に関わるケースの増加も予想されるので、虐待対応、認知症支援、成年後見制度活用への支援、地域ケア会議の開催に取り組む。
佐屋苑	複合的な課題を抱える世帯が増えているため、地域包括支援センター内で情報を共有し、必要に応じて複数の職員で対応し、各制度や分野の専門機関、関係機関に対して、積極的に連携を求めて課題解決に努める。また、相談受付後は早期対応に努める。